

配偶者控除・配偶者特別控除が変わります



平成30年分以後の所得税及び平成31年度分（平成30年中の所得）以後の個人住民税について、配偶者控除・配偶者特別控除が下記のとおり変更になります。

源泉徴収票を確認のうえ、控除漏れがある場合には確定申告により変更が可能です。

(1) 配偶者控除

平成31年度からは所得制限が設けられ納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は配偶者控除の適用を受けられません。

【単位：万円】

	本人の給与収入(合計所得)	所得税控除額		個人住民税控除額	
		一般	老人	一般	老人
改正前	制限なし	38	48	33	38
改正後	～1,120万円(～900万円)	38	48	33	38
	～1,170万円(～950万円)	26	32	22	26
	～1,220万円(～1,000万円)	13	16	11	13
	1,220万円超(1,000万円超)	0	0	0	0

※配偶者の所得範囲は、38万円以下(給与収入では103万円以下)

(2) 配偶者特別控除

配偶者の所得範囲は、平成30年度まで38万円超76万円未満(給与収入1,030,001円～1,409,999円)でしたが、平成31年度からは123万円以下(給与収入～2,015,999円未満)に引き上げられました。

【上段：所得税、下段塗りつぶし：住民税、単位：万円】

		配偶者控除額 ()は老人控除*	配偶者特別控除額					
			①	②	③	④	⑤	⑥
配偶者の給与収入 (合計所得金額)		① 103万円以下 (38万円以下)	② 103万円超～150万円 (38万円超～85万円)	③ ～155万円 (～90万円)	④ ～160万円 (～95万円)	⑤ ～167万円 (～100万円)	⑥ ～175万円 (～105万円)	
本人の給与収入 (合計所得金額)	～1,120万円 (～900万円)	38 (48)	38	36	31	26	21	
	～1,170万円 (～950万円)	26 (32)	26	24	21	18	14	
	～1,220万円 (～1,000万円)	13 (16)	13	12	11	9	7	
	1,220万円超 (1,000万円超)	11 (13)	11	11	11	9	7	
		-	-	-	-	-	-	-
配偶者の給与収入 (合計所得金額)			⑦ ～183万円 (～110万円)	⑧ ～190万円 (～115万円)	⑨ ～197万円 (～120万円)	⑩ ～201.6万円未満 (～123万円)	⑪ 201.6万円～ (123万円超～)	
本人の給与収入 (合計所得金額)	～1,120万円 (～900万円)		16	11	6	3	-	
	～1,170万円 (～950万円)		16	11	6	3	-	
	～1,220万円 (～1,000万円)		11	8	4	2	-	
	1,220万円超 (1,000万円超)		11	8	4	2	-	
			6	4	2	1	-	
			6	4	2	1	-	
			-	-	-	-	-	
			-	-	-	-	-	

* 老人控除 = 控除対象配偶者のうち、その年12月31日現在の年齢が70歳以上の方

➡お問い合わせ 財務課税務係 ☎ 68-7002 (係直通)